

組合では、顧問弁護士による無料法律相談を行っています。

相談を希望する方は、諸注意を確認の上、所属組合員であります。相談を行っています。

組合員本人の相談に限らず、知人等の相談は受け付けさせていただきます。友人間は30分です。

①この無料法律相談は、組合員の相談に限らなければなりません。申込みに際しての諸注意

【高永 清志・松山・技
対部長・大工・48歳】3月7日、松山支部技術対策部一日研修を参加者19人で高知県梼原町へ行きました。新国立競技場の設計をされた隈研吾氏が30年前から、縁ある梼原町の古い建築物修復や、木

着しました。天気も良かつたこともあり組合員の皆さん、久しぶりで気持ちが良いといつてくださいました。コロナ禍の中、いろいろな制限があつての一日研修でしたが、日常の気分転換になれたかなと思っています。午後4時無事松山に到

無料法律相談 実施中

所定の手続きを行っていただければいつでも相談することができます。

仕事上の相談はもちろん、暮らしのトラブルなどの解決をサポートします。

組合員本人の相談に限らず、知人等の相談は受け付けさせていただきます。友人間は30分です。

②無料法律相談の申込みは、所属支部窓口を通して申し込んでください。組合員本人が必ず出席してください。③無料法律相談には、組合員の相談に限らなければなりません。申込みに際しての諸注意

【高永 清志・松山・技
対部長・大工・48歳】3月7日、松山支部技術対策部一日研修を参加者19人で高知県梼原町へ行きました。新国立競技場の設計をされた隈研吾氏が30年前から、縁ある梼原町の古い建築物修復や、木

着しました。天気も良かつたこともあり組合員の皆さん、久しぶりで気持ちが良いといつてくださいました。コロナ禍の中、いろいろな制限があつての一日研修でしたが、日常の気分転換になれたかなと思っています。午後4時無事松山に到



大工技能者
育成事業

若手大工育成につながる 2年目の内容を話し合う

【大工協会】昨年度か

ら始まり実施された大工

技能者育成事業では中小

建築業協会より大工協会

へ講師派遣の依頼があり、

入職3年未満の若手大工

育成にて技術などを伝

えてきました。

本年も同様に協力の依

頼があり、5月17日に愛

建ビルにて中小企業建築

協会芳野事務局長と大

工協会より浅海副会長と

甲斐会員、愛媛建労山崎

書記次長の4人で打ち合

わせを行いました。

3年間は国交省の補助

事業実施予定で今年が2

年目。8月～9月にかけ

て15日間のカリキュラム

が組まれています。

社会人の基礎知識をはじめ、技術、技能を習得します。

建築大工技能者育成事業をJBN(全国工務

店協会)と愛媛県中小建築業協会が主催し実施しています。

今年度が事業開始の初年度で3年間の座学と実技の研修を実施し、社会人の基礎知識をはじめ、技術、技能を習得しています。

大工技能者
育成事業とは

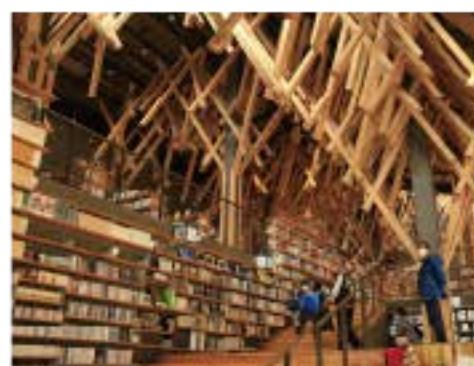
店協会)と愛媛県中小建築業協会が主催し実施しています。

今年度が事業開始の初年度で3年間の座学と実技の研修を実施し、社会人の基礎知識をはじめ、技術、技能を習得しています。

手書きを中心としたものではなく、プレカット構造材を用いた木造組み住宅の基礎となる大工技能のプログラムで実技研修には愛媛建労大工協会より講師を派遣し実技指導を行っています。

近代的かつ斬新な建築物を見学

松山技対部一日研修を高知県で実施



木材を組み合わせて作った図書館

ある組合員さんは「あの部分は間違えたんやろな」と粗見抜いていた方が、分かりませんでした。

小さな木材をうまく組み合わせて構成された作品を、どのように組んでいるのか真剣に考えました。

たが、分かりませんでした。

ある組合員さんは「あれ、足場、建方実習、防

水、サイディング、解体までの工程を経験し学ぶことができる事業です。

現場や作業のマナーなど社会人としての基礎から始まり、道具の手入れ、足場、建方実習、防

水、サイディング、解体までの工程を経験し学ぶことができる事業です。

国土交通省の認定登録団体 一社)全建総連リフォーム協会(全リ協)に加入して事業の発展を!

「リフォーム誰に頼んだら安心?」に応えられるのは「全リ協の会員」!

会員のメリット

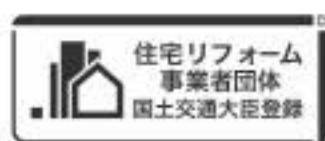
- ①国交省の指定マークを使って営業できる
- ②技能向上・事業経営のノウハウが学べる
- ③リフォーム関係の制度政策情報が得られる
- ④会員専用の宣伝グッズが購入できる
- ⑤住生活月間(全国イベント)のブッズが無料で貰える
- ⑥災害時の応急修理事業者として国のサイトに登録できる

入会要件①～④のいずれかに該当する事業者であること

- ①自社で元請する工事に必要な建設業許可
- ②常勤の建築士もしくは建築施工管理技士が在籍
- ③国交省の定める国家資格者が常勤で在籍
- ④下記①～⑦のいずれかの資格を有する事業者で、自社で元請した見積書や施工写真、確定申告書3年分のコピーを提出できる者。
- ⑤リフォーム認定登録事業者
- ⑥常勤の増改築抱説員もしくはマンションリフォームマネージャー
- ⑦常勤のリフォーム関係1・2級技能士もしくは職能訓練指導員

全リ協会員だけが使える公式ロゴ

名刺やチラシ、見積書などに!



一般社団法人全連総連リフォーム協会
当社は国土交通大臣登録団体の会員です

